

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の届出について

令和 4 年 3 月 25 日
小山市 高齢生きがい課

令和 4 年 4 月より、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」を算定する事業所につきましては、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算計画書」を提出する必要があります。なお、すでに本加算を算定している事業所であっても、令和 4 年 4 月以降も引き続き算定する事業所は提出してください。

※本加算に関する基本的な考え方や事務処理手順の一部改正、様式等は、「**介護保険最新情報 vol. 1041**」をご確認ください。

1. 提出期限

原則として、処遇改善加算を取得する月の前々月の末日まで（市役所必着）

例） 令和 4 年 6 月から取得する場合 ⇒ 令和 4 年 4 月 30 日締め切り

令和 4 年 7 月から取得する場合 ⇒ 令和 4 年 5 月 31 日締め切り

※末日が閉庁日の場合、前日

ただし、令和 4 年 4 月および令和 4 年 5 月から取得する場合のみ

令和 4 年 4 月 15 日（金） 必着 となります。

2. 提出先

小山市 保健福祉部 高齢生きがい課

※詳しい取り扱いや計画書の入力フォーマットにつきましては、小山市ホームページをご確認ください。

小山市ホームページ⇒くらしの情報⇒介護保険⇒介護保険事業者⇒お知らせ

⇒2021 年 3 月 14 日更新

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の届出について

（地域密着型サービス・総合事業共通）